

# 誓 約 書

令和 年 月 日

名張市長 様

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

印

(※印鑑登録印を押印のこと)

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
- 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 個人又は法人の役員等(注)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員ではありません。  
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
- 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。
- 次のいずれかに該当する者ではありません。
  - 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 前記3～5に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者で役員以外の者」をいう。

※ 法令については、裏面をご覧ください。

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より一部抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より一部抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員

暴力団の構成員をいう。